

審理員候補者名簿(まちづくり部)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

処分等の分類	審理員となるべき者
まちづくり部総務課が所掌する事務に係る処分等	1 まちづくり部総務課の副課長の職にある者
まちづくり部都市政策課が所掌する事務に係る処分等	1 まちづくり部都市政策課の副課長の職にある者 2 まちづくり部総務課の副課長の職にある者
まちづくり部都市計画課が所掌する事務に係る処分等	1 まちづくり部都市計画課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 まちづくり部総務課の副課長の職にある者
まちづくり部公園緑地課が所掌する事務に係る処分等	1 まちづくり部公園緑地課の副課長の職にある者 2 まちづくり部総務課の副課長の職にある者
まちづくり部住宅政策課が所掌する事務に係る処分等	1 まちづくり部住宅政策課の副課長の職にある者 2 まちづくり部総務課の副課長の職にある者
まちづくり部公営住宅整備課が所掌する事務に係る処分等	1 まちづくり部公営住宅整備課の副課長の職にある者 2 まちづくり部総務課の副課長の職にある者
まちづくり部公営住宅管理課が所掌する事務に係る処分等	1 まちづくり部公営住宅管理課の副課長の職にある者 2 まちづくり部総務課の副課長の職にある者
まちづくり部建築指導課が所掌する事務に係る処分等	1 まちづくり部建築指導課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 まちづくり部総務課の副課長の職にある者
まちづくり部営繕課が所掌する事務に係る処分等	1 まちづくり部営繕課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 まちづくり部総務課の副課長の職にある者
まちづくり部設備課が所掌する事務に係る処分等	1 まちづくり部設備課の副課長、班長又は主任技術専門員の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 まちづくり部総務課の副課長の職にある者